定期報告が必要な建築物、建築設備等の要件及び報告期間

※1～報告年度欄に●印のある年度が報告年度です。
※2　定期報告は、検査済証（新築又は改築に係わるものを除く）の交付を受けた直後の年度の報告は免除されます。（初回免除）
※3　◇印は建築基準法施行令（以下「政令」という。）で定めるもの、■は室蘭市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）で定めるものです。
※4　この表の左欄に掲げる用途のうちの複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。

用途			要件　【注１】、【注３】（それぞれのいずれかに該当するもの）	報告期間	報告年度		
				報告周期	R4	R5	R6
特定建築物	1	**劇場、映画館、演芸場**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. 客席の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ◇③. 主階が１階にないもの ■④. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■⑤. 主階が１階にないもの【注４】	4/1～9/30 3年	－	●	－
	2	**観覧場**（屋外観覧場は除く）、**公会堂又は集会場**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. 客席の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ■③. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】	4/1～9/30 3年	－	●	－
	3	**病院、診療所**（患者の収容施設のあるものに限る）、**児童福祉施設等【注５】**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. ２階部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物【注６】 ■③. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■④. 当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	●	－	－
	4	**児童福祉施設等**（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途がないもの）	■①. ３階以上の階を当該用途に供する建築物（３階以上の階の当該用途に供する床面積の合計が100㎡以下のものを除く。） ■②. 当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	●	－	－
	5	**旅館又はホテル**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. ２階部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物 ■③. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■④. 当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	－	－	●
	6	**共同住宅又は寄宿舎【注７】**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. ２階部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物 ■③. ３階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	－	●	－
	7	**共同住宅、寄宿舎**（上記以外のもの）**及び下宿**	■①. 当該用途が３階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	－	●	－
	8	**体育館**（学校に附属するものを除く）	◇①. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. 床面積の合計が　2,000㎡以上の建築物 ■③.　３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■④. 当該用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	●	－	－
	9	**学校及び体育館**（学校に附属するものに限る）	■①. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ■②. 床面積の合計が5,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	●	－	－
	10	**博物館、美術館、図書館**（学校に附属するものを除く）	◇①. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物 ■③. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】	4/1～9/30 3年	－	－	●
特定建築物	11	**ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場**（学校に付属するものは除く）	◇①. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②. 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物 ■③. ３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■④. 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	－	－	●
	12	**百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗**（床面積が10㎡以内のものを除く）	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②.　２階部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物 ◇③. 床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 ■④. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■⑤. 当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超える建築物	4/1～9/30 1年（毎年）	●	●	●
	13	**キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②.　２階部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物 ◇③. 床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 ■④. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２、注４】 ■⑤. 当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える建築物	4/1～9/30 1年（毎年）	●	●	●
	14	**展示場**	◇①. 地階又は３階以上の階を当該用途に供する建築物【注２】 ◇②.　２階部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物 ◇③. 床面積の合計が3,000㎡以上の建築物	4/1～9/30 3年	－	－	●
	15	**事務所【注８】**	■①. ５階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,500㎡を超える建築物	4/1～9/30 3年	－	－	●

【注１】該当する用途部分が避難階にあるものは除外とします。
【注２】地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは除きます。
【注３】◇は法別表第一（い）欄（１）項～（４）項に掲げる用途の床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物に限ります。
【注４】階数が３以上、かつ法別表第一（い）欄（１）項～（４）項に掲げる用途の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物に限ります。
【注５】対象となる児童福祉施設等は、以下のとおり政令で指定するものに限ります。
助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能居宅介護の事業所を含む。）、宿泊を提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所で利用者の就寝の用に供するもの
【注６】病院、診療所については、２階の部分に患者の収容施設がある場合に限ります。
【注７】対象となる共同住宅及び寄宿舎は、以下のとおり政令に指定するものに限ります。
サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム
【注８】「事務所その他これに類するもの」とは、居室の利用の形態が専ら執務の用に供される事務所に類似する用途を示すものであり金融業、不動産業の店舗等を含みます。

			報告期間	報告年度		
			報告周期	R4	R5	R6
上記建築物に設けた	**特定建築設備等**《上記及び市の細則指定の建築物に設置されたもの》	【市細則】の要件に該当する建築物に設けた次の建築設備 ①. 機械換気設備 ②. 機械排煙設備 ③. 非常用照明設備	4/1～9/30 1年（毎年）	●	●	●
	防火設備（随時閉鎖式の防火戸他）	①. 上記建築物【政令】の要件に設置するされたもの（◇印のついたもの） ②. 以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が２００ｍ２を超える建築物に設置されたもの ・病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） ・共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） ・児童福祉施設等【注５】	4/1～9/30 1年（毎年）	●	●	●
エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）		①. 1戸建ての住宅等に設置されたものを除く ②. 労働安全衛生法に規定する性能検査の対象となるもの及び1戸建ての住宅等に設置されたものを除く	検査済証の交付月 1年（毎年）	●	●	●